

報道機関各位

記者発表資料

平成17年2月10日（木）

担当 総務局 改革推進室

森田・中野

電話 829-1108（内）2496

平成17年度行政組織改正案の概要について

平成17年4月1日の岩槻市との合併など本市を取り巻く環境の変化並びに「将来の都市像を見据えたまちづくり」の観点から、簡素で効率的な組織体制の整備を基本に、新たな施策展開と重点課題の着実な推進を図るため組織改正を行う。

1 主な組織改正（合併に伴う改正を除く）

（1）政策立案機能並びに総合調整機能の強化

地方分権の進展に伴う新たな時代への対応にあたり、より一層の政策立案機能並びに全部門にわたる総合調整機能を強化するため、政策企画部及び東京事務所を所管する「政策局」を設置するとともに、現行の政策企画部政策調査課を廃止し、新たに「総合政策監」及び所要の職員を同局に配置する。

（2）危機管理体制の強化

テロの発生・武力攻撃、環境汚染・食の安全・感染症、自然災害など市民の生命、身体、財産に被害又は損失を生じるおそれのある危機に対し、一元的な調整、対応を図る「危機管理室」を総務局に設置する。

（3）介護保険事業に係る体制の強化

介護サービス事業者の指定及び指導の権限が県から移譲されることにより、高齢者福祉サービスの効果的推進体制を強化するとともに、新たな時代の要請に対応する施策展開を図るため保健福祉局福祉部に「介護保険課」を設置し、介護保険事業者の指導監査を担当する福祉総務課課内室「監査指導室」を「監査指導課」として独立する。

(4) 質の高い生活環境の達成維持に向けた体制強化

公害苦情処理、産業廃棄物の不適正処理の未然防止、規制指導、立入検査など環境部門全般に及ぶ初期対応に迅速に対応するため環境経済局環境部に「環境管理事務所」を設置する。

(5) 観光政策の充実に向けた体制強化

観光事業の企画、観光資源の調整、開発、コンベンション事業の推進などをより一層推進する専門組織として経済政策課内に「観光政策室」を設置する。

(6) 下水道事業の企業会計移行に伴う対応

下水道事業会計を地方公営企業法に基づく企業会計へ移行し、下水道事業の経営成績及び財政状態を明らかにするとともに、より一層の合理的な経営をしていくため建設局下水道部に「下水道財務課」を設置する。

(7) 農業委員会の業務執行体制の強化

農地法に基づく許可事務の権限が県から移譲されることに伴い、許可基準等の適正な運用、迅速な事務処理を行うとともに農地法を中心とした農地調整業務と農地法以外の農業振興・管理業務をそれぞれ機動的に執行するため「北部事務所」を廃止し、「農業振興課」及び「農地調整課」を設置する。

(8) 中高一貫教育を実施する体制整備

平成19年4月を目途に、市立浦和高等学校に本市初の併設型中学校を開校することから、その教育活動のあり方や選抜方法、施設設備や条件整備等に係る事務を所掌する専門組織として指導2課内に「中高一貫教育校開設準備室」を設置する。

(9) 人権教育を推進する体制整備

学校教育及び社会教育における総合的かつ体系的な人権教育をより一層推進する専門組織として生涯学習振興課内に「人権教育推進室」を設置する。

2 岩槻市との合併に伴う主な改正

岩槻市との合併に伴う改正については、

- ① 新規または充実拡大する施策に関連する組織について検討することとし、合併を含む業務量の増大については職員配置で対応する。
- ② 岩槻区役所は、既存の区役所と同機能・権限を基本とする。
- ③ 出先事業所などの行政機能についても、他の区役所とのバランスを考慮する。

以上の基本方針により、次の組織改正を行う。

(1) 岩槻区役所の設置

岩槻市域を10番目の行政区とし、区役所を設置する。

(2) 埼玉高速鉄道の延伸と沿線整備の対策

地下鉄7号線の延伸及び沿線整備について、調査、研究などを所掌する「地下鉄7号線延伸対策室」を政策企画部交通政策課課内室として設置する。

(3) 土地区画整理事業の推進体制の再編

岩槻市において施行中の江川土地区画整理事業、南平野土地区画整理事業、東岩槻駅舎関連事業を所掌する「岩槻東部まちづくり事務所」を都市局都市整備部に設置する。

(4) 消費生活センターの設置

増え続ける相談、複雑多様化する相談内容を踏まえ、市民の身近な相談窓口として「岩槻消費生活センター」を消費生活総合センターの出先事業所として岩槻区役所内に設置する。

(5) 岩槻水道事務所の設置

市民に安全かつ安定的な水道水を供給するため、岩槻市の水道事業を円滑に引き継ぎ、さいたま市の水道事業に統一するまでの期間、水道局業務部に「岩槻水道事務所」を暫定的に設置する。